

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年12月7日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月28日から平成25年1月23日まで縦覧に供する。

平成24年12月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
小豆島町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西村地区	小豆島町農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 馬木地区	〃
内海町安田三五郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 三五郎地区	〃